

平成31年分 司法書士等の報酬・料金に対する所得税源泉徴収簿（一人別）

職名		住所				氏名						
区分	月区分	支給月日	納付月日	支払金額	徴収税額	報酬の種類	月区分	支払金額	徴収税額	支払月日	納付月日	
一般報酬等 (臨時報酬を除く。)				円	円	前年度から繰り越した未払報酬等の内訳		円	円			
臨時報酬						報酬料金等の支払総額の内訳	区分		金額	税額		
	計						一般報酬	支払済みのもの	円	円		
								未払のもの				
	計						臨時報酬	支払済みのもの				
					未払のもの							
計					合計	支払済みのもの						
						未払のもの						
						計						
						の支払方法	1 毎月払	1か月	円	備考	決算期	
						2 毎回払	1回	円	年1回			月
						3 決算時払	1回	円				
						4 随時払		円				

司法書士  
平成31年分 税理士等の報酬・料金に対する所得税源泉徴収簿（一人別）の記載要領等  
弁護士

- 1 この徴収簿は、公認会計士、税理士、計理士、会計士補、社会保険労務士、企業診断員、弁護士、外国法事務弁護士、司法書士、土地家屋調査士、  
弁理士、海事代理士、測量士、測量士補、建築士、建築代理士、不動産鑑定士、不動産鑑定士補、技術士、技術士補、火災損害鑑定人、自動車等損害鑑定人、  
外交員、集金人及び電力量計の検針人に対し支払う報酬について使用する。  
(注1) (注2) (注3) (注4)

(注) 1 企業診断員には企業経営の改善及び向上のための指導を行う者を含む。

(注) 2 建築代理士には、建築代理士以外の者で、建築に関する申請若しくは届出の書類を作成し、又はこれらの手続を代理することを業とする者を含む。

(注) 3 技術士には、技術士以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者を含む。

(注) 4 自動車等損害鑑定人とは、自動車又は建設機械の保険事故又は共済事故に関して損害額の算定又は調査を行うことを業とする者をいう。

- 2 各欄の記載は、次による。

(1) 「月区分」欄には、支払報酬に対応する該当月を記載する。

(2) 「支給月日」及び「支払金額」欄には実際支払の際、また、「納付月日」及び「徴収税額」欄には実際納付の際、それぞれ記載する。

(3) 「一般報酬等（臨時報酬を除く。）」欄には、毎月、毎四半期等あらかじめ支給額の定めのあるものを記載するのであるが、この場合、当年分はもちろんのこと、過年度分に相当する報酬料金等の支払がなされた場合、又は仮払金、未払金等の名称により支払がなされた場合においても記載し、当年に支払がなされたものの全部について記載する。

(4) 「臨時報酬」欄には、(3)以外のものであらかじめ支給額の定まっていない、いわゆる臨時的なものを記載する。

(5) 「前年度から繰り越した未払報酬等の内訳」欄には、(3)及び(4)に記載されたもののうち、過年度分に対応する報酬等を記載する。

(6) 「報酬料金等の支払総額の内訳」欄には、毎年12月31日現在における当年分の報酬料金等の支払総額を「支払済みのもの」又は「未払のもの」にそれぞれ区分して記載することとなり、支払調書はこの欄により作成する。